

生 活 環 境 關 係

1. 環境衛生

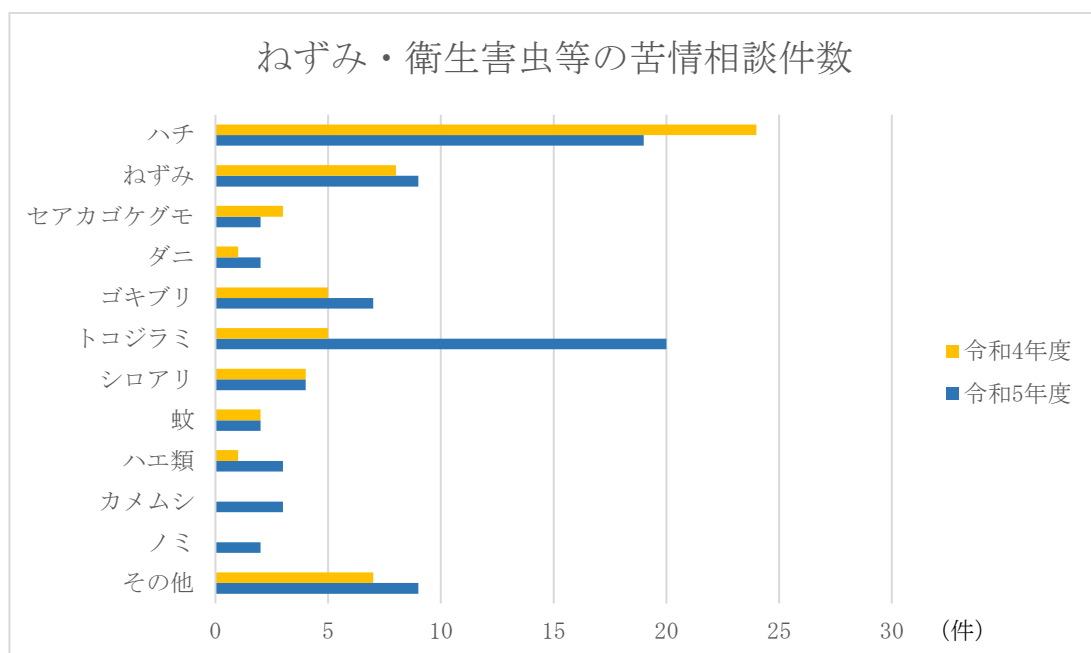
快適な生活環境の実現に向けて、ねずみ・衛生害虫などの防除相談、空地適正管理の勧奨、シックハウス症候群など住居衛生の相談に応じています。

(1) ねずみ・衛生害虫等の防除相談

大阪市では、毎年6月を「ゴキブリ防除強調月間」、12月～2月を「ねずみ防除強調期間」として市内一斉の防除を推進しています。

また、必要に応じて捕そかごや噴霧器材等の貸し出しを行っています。

令和4年度は捕そかごを2戸2個、令和5年度は1戸2個を貸し出し、噴霧器材の貸し出しはありませんでした。



(2) 生息調査

ア 蚊

最近の都市部におけるヒートアイランド現象などにより、大阪市においても熱帯性の感染症を媒介する蚊類（ヒトスジシマカ、ハマダラカなど）の生息が確認されていることから、今後の効果的な衛生害虫防除対策に資するため、5月～10月にかけて、保健福祉センターにライトトラップを設置し、蚊の生息分布状況調査を実施しています。

生息調査は1年に約25回実施し、令和4年度は54匹、令和5年度は87匹の蚊を捕獲しました。

イ ねずみ

ねずみの効果的な防除方法の確立および健康で住みよい生活環境の確保を目的として、ねずみの生息状況調査を実施しています。

（３）衛生教育

区ホームページにおいて、害虫防除を中心とした出前講座を募集し、区民（区内在住・在勤・在学者）を対象に開催しています。

令和５年度の開催はありませんでした。

（４）浸水対策

集中豪雨等により家屋等の浸水被害が考えられる場合は、区市民協働課を通じて浸水地区の情報を得るとともに実情を把握し、適時、消毒薬の配付を行い、消毒指導を行っています。

（５）環境衛生関係施設

環境衛生関係施設に対する苦情・相談は保健所東部生活衛生監視事務所などに迅速に移牒し、同事務所が施設の調査および衛生指導を行っています。

令和４年度に当所で受けた苦情・相談は０件、令和５年度は６件でした。

環境衛生関係施設の業種と施設数の内訳は次のとおりです。

（令和６年３月末現在）

業種	施設数
旅館	87
興行場	4
公衆浴場	7
理容所	60
美容所	375
クリーニング所	78
遊泳場	5
温泉	1
墓地	161
納骨堂	18
獣畜飼養場	4
特定建築物	67
簡易専用水道	258
専用水道	2
浄化槽	1
国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業	121
住宅宿泊事業	52
計	1301

2. 食品衛生

(1) 食品関係の苦情相談

食中毒などの有症事例や異物混入等の相談を受け、保健所東部生活衛生監視事務所などに迅速に移牒しています。同事務所では原因究明及び再発防止のため、飲食店などの調査および衛生指導を行っています。

苦情相談件数

	令和4年度	令和5年度
食中毒・食中毒の疑い	3	0
異物混入	1	1
腐敗・変敗	0	0
かびの発生	0	0
食品の取扱い管理	0	0
施設・設備の不良	0	0
その他の相談	5	17
計	9	18

(2) 衛生教育

食品による事故の未然防止や食品衛生意識の向上を図るため、区民（区内在住・在勤・在学者）を対象に出前講座を募集し講習会を開催しています。令和4年度は17回、のべ128名、令和5年度は18回、のべ176名の方を対象に実施しました。

(3) 食中毒予防啓発

大阪市では、7月～9月の3ヶ月間で食中毒が発生しやすい条件になる日に「食中毒注意報」を発令して、消費者並びに食品等事業者の方々に対して食中毒防止に関する意識の高揚を図るとともに、食品等の衛生的な取扱いについて注意喚起しています。

食中毒注意報が発令された場合は、区役所玄関前において「食中毒注意報発令中」の掲示を行っています。また、テレホンサービス（TEL6208-0963）による24時間テープ案内のほか、大阪市ホームページ及びXでの情報提供を行っています。

令和4年度の発令回数は31回、令和5年度は32回でした。

(4) 食中毒発生状況

大阪市における令和4年の食中毒の発生は、発生件数9件、患者数96名、令和5年は発生件数12件、患者数70名でした。

病因物質は、令和4年はカンピロバクターによるものが4件と最も多く、次いでノロウイルス、アニサキスによるものが各2件、令和5年はカンピロバクターによるものが8件と最も多くなりました。

なお、令和4、5年ともに区内での食中毒の発生はありませんでした

(5) 食品衛生関係施設

食品衛生関係施設の業種と施設数の内訳は次のとおりです。（平成30年6月13日に「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年6月1日から食品の営業許可制度の見直しと営業届出制度が創設されました。）

（令和6年3月末現在）

業種 （旧食品衛生法に基づく 許可を要するもの）	施設 数	業種 （改正食品衛生法に基づく 許可を要するもの）	施設 数	業種 （届出を要するもの）	施設 数
飲食店営業	1547	飲食店営業	1009	魚介類販売業 （包装鮮魚介類）	2
喫茶店営業	75	調理の機能を有する 自動販売機	6	食肉販売業（包装食肉）	5
菓子製造業	134	菓子製造業	83	乳類販売業	67
あん類製造業	1	アイスクリーム類製造業	1	氷雪販売業	1
アイスクリーム類製造業	38	乳製品製造業	1	コップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置）	67
食肉処理業	5	食肉処理業	1	弁当販売業	9
食肉販売業	32	食肉販売業	24	野菜果物販売業	15
魚介類販売業	22	食肉製品製造業	1	米穀類販売業	5
食品の冷凍または冷蔵業	1	魚介類販売業	12	通信販売・訪問販売に よる販売業	2
清涼飲料水製造業	1	水産製品製造業	1	コンビニエンスストア	55
ソース類製造業	2	豆腐製造業	1	百貨店・総合スーパー	26
麺類製造業	6	麺類製造業	4	自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置） を除く）	35
そうざい製造業	24	そうざい製造業	24	その他の食料・飲料 販売業	173
かん詰またはびん詰食品 製造業	1	密封包装食品製造業	2	いわゆる健康食品の 製造・加工業	1
計	1889	添加物製造業	2	コーヒー製造・加工業 （飲料の製造を除く）	3
		漬物製造業	4	農産保存食料品 製造・加工業	1
		食品の小分け業	4	調味料製造・加工業	3
		計	1180	製茶業	2
				その他の食料品 製造・加工業	5
				行商	44
				集団給食施設	28
				合成樹脂製の器具、 容器包装の製造業	3
				露店、仮設店舗等におけ る飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの	1
				その他	1
				計	554

3. 環境保全

(1) 環境保全関係の苦情相談

工場・事業場、建設作業場から排出される騒音、悪臭などの苦情相談については、迅速に環境局東部環境保全監視グループに移牒し、同グループが被害状況調査及び改善指導を実施しています。

(2) 光化学スモッグ気象情報の周知

光化学スモッグとは、工場や自動車などから排出された大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽光線（紫外線）を受けて、光化学反応を起こして生成される汚染物質（光化学オキシダント）のことであり、人の健康などに悪影響を及ぼします。高濃度になると光化学スモッグ「予報」「注意報」「警報」などが発令されます。発令された場合は、区役所玄関前において「光化学スモッグ注意報発令中」などの掲示を行っています。なお、光化学スモッグによると思われる被害の訴えなどの届出があれば、緊急調査班を編成し、環境調査・健康調査などを行っています。

令和4年度は、予報、注意報の発令ともに0回で健康被害の訴えはありませんでした。令和5年度は、予報の発令1回、注意報の発令0回で健康被害の訴えはありませんでした。

4. 狂犬病予防・動物愛護

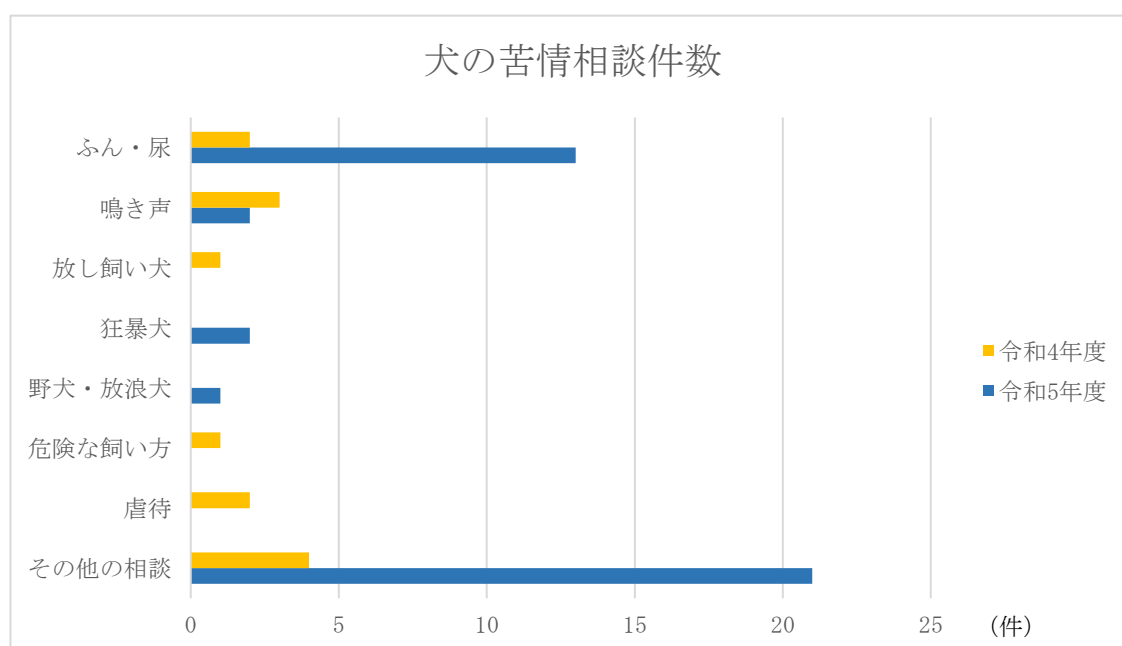
(1) 狂犬病予防

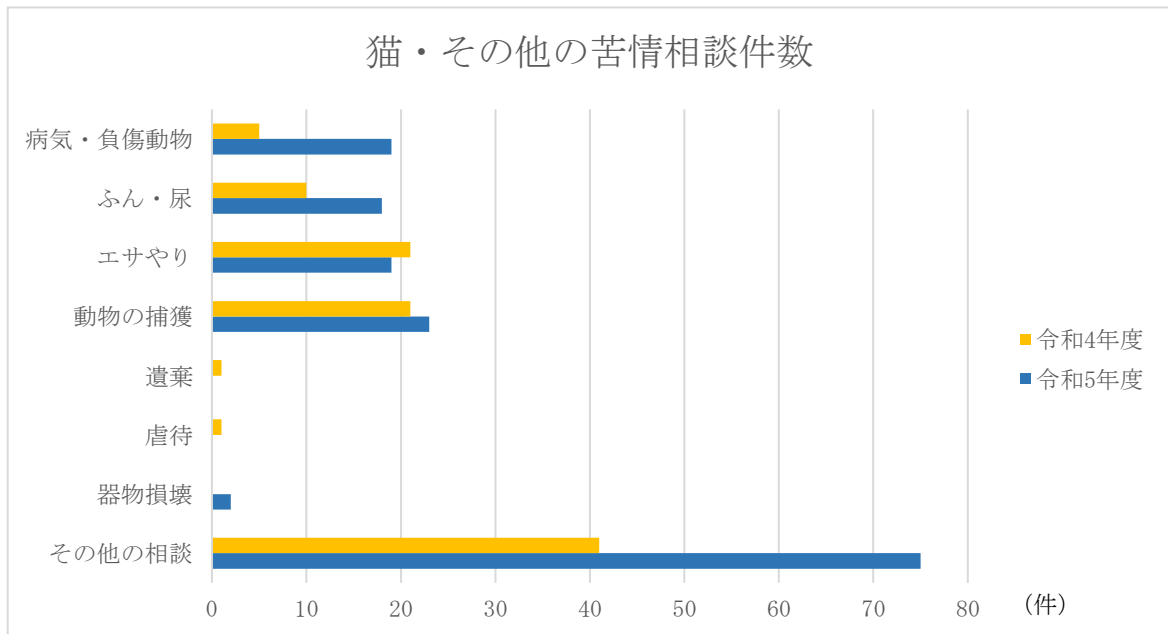
狂犬病は致死的な病であり、我が国においては、昭和 25 年に当時流行していた狂犬病を制圧するため「狂犬病予防法」が制定され、そのおかげで、昭和 32 年以降、狂犬病の発生は認められていません。しかし、世界各地ではいまだに狂犬病が猛威をふるっており、毎年約 55,000 人が死亡しています。令和 2 年 6 月には、フィリピンから来日した方が、現地で狂犬病ウイルスに感染し、国内で発症後、亡くなられた事例が発生しています。こうしたことから、日本においても狂犬病に感染した犬等が海外から侵入することが危惧されており、国内の犬等に感染事例がいつ発生してもおかしくない状況といえます。しかし、狂犬病が日本に侵入した場合であっても、できるだけ多くの犬が予防接種を受けておくことで、狂犬病の蔓延を防ぐことができます。

狂犬病予防法は、飼い犬の登録（生涯 1 回）、鑑札の装着および狂犬病予防注射（毎年 1 回）の接種義務と注射済票の装着などを規定しており、当所は飼い犬の登録および狂犬病予防注射の推進に努めています。（マイクロチップが鑑札とみなされた場合は、鑑札の装着は不要）

	令和 4 年度	令和 5 年度
新規登録犬頭数	230	320
注射済票交付数	144	186
登録頭数	2780	2901

(2) 犬、猫の苦情相談





(3) 犬、猫の正しい飼い方啓発

「動物の愛護及び管理に関する法律」や大阪市・大阪府の「動物の愛護及び管理に関する条例」では、飼い犬の係留、捨て犬の禁止および飼い犬による迷惑行為の禁止などを飼い主に義務づけています。大阪市では、毎年4月と10月を「犬・猫を正しく飼う運動強調月間」と定め、広報等により飼い主に対し、犬・猫の適正飼養の啓発に努めています。

令和5年度は、区内公園などにおいてのべ12回、適正飼養について啓発を行いました。



(4) 飼えなくなった犬・猫の引き取り

「動物の愛護及び管理に関する法律」にもとづき、やむを得ず飼えなくなった場合は犬・猫を引き取っています。

令和4年度及び5年度は成犬、猫ともに引き取り実績はありませんでした。

(5) 傷病動物の収容

「動物の愛護及び管理に関する法律」にもとづき、道路や公園など公共の場所において発見された負傷動物などの収容を行っています。

令和4年度の収容頭数は、犬0頭、猫2匹、その他の動物5匹、令和5年度は、犬0頭、猫4匹、その他の動物1匹でした。